開発行為協議書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議をします。									
	(宛先)							年 月	日
				申請	青者職氏	5名			
	1	開発区域に含ま	れる地域 <i>σ</i>)名称					
開	2	開発区均	或 の 面	ī 積					m [*]
発	3	予定建築は	物 等 の)	用途					
行	4	工事施行者住戶	近・氏名・	電話					
11	5	設計者の住所	· 氏名·	電話					
為	6	工事着手	予定年	月日			年	月	日
の	7	工事完了	予定年	月日			年	月	日
概	8	開発(カ 目	的	イハ	自己居住用 自己業務用		自己居住月 自己業務月	
恢 要	9	許 可 該 法34条に該当する理由	当 条 は別紙に記載の	項)こと)		第29条 第34条第(第34条第14 5		() 基準 ()
	10	事前審査申請日 (滋賀県土地利用に関する指	導要項第5条第1項	頁届出日)			年	月	日
	11	事前審査結果通 (開発協定の締		1日)			年	月	B
	12	その他必	要な	事 項					
※土木事務所受付番号 年 月				車 月	日	第		号	
※県庁受付番号 年 月			日	第		号			

注 1 工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。 2 ※印のある欄は記載しないこと。 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合にはその手続きの状況を記載すること。

■ 法第34条に該当する理由

- ※ 市街化調整区域における開発行為の場合のみ、作成してください。
- ※ 市街化調整区域における開発行為は、都市計画法第34条の規定により、立地基準(法第34条各号)に 適合している必要があるためです。

(1) 法34条(立地基準)該当条項

都市計画法第 34 条第 1 項第●号	第	号
※上記が「第 14 号」の場合のみ、提案基準番号を明示	提案基準	

※ 上記の「法 34 条 (立地基準) 該当条項」は、次の図書を参照のこと。 【都市計画法に基づく開発許可制度の取扱基準 (滋賀県土木交通部住宅課 最新版)第4章開発許可基準_II市街化調整区域の許可基準 (いわゆる立地基準)】

http://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5132485.pdf

(2) 立地基準に該当する理由

※ 該当する理由は、上記図書における各立地基準該当条項に定義している【許可要件】を明示し、それぞれの要件に合致していることが分かるよう、下表を参考に整理のこと。

例) 法34条第1号【社会福祉施設】の場合

71 /	1/ A 04 未免工与【性去悔性心故】 0 物白							
	許可要件	該当	計画の具体的内容					
	D 主として申請地周辺の市街化調整区域に 居住する者を主たるサービス対象とする ものに限る	0	申請地周辺の市街化調整区域に居住する者の施設である。					
	② 社会福祉施設は、当該町の社会福祉部局 と調整がとれたものであること。 また、単に、居住系の事業のみを目的とし た事務所を設置し事業を実施するために 職員を派遣するもの等は除く。	0	施設は、○○町の社会福祉部局と調整が とれている。 また、当該計画は○○事業を行うもので あり、単に居住系の事業のみを目的とし た事務所を設置するものではなく、事業 を実施するために職員を派遣する事業 ではない。					
	③ 地元自治会等周辺住民に対して事業計画 内容が周知され、理解が得られるもので あること。	0	地元自治会の理解が得られている。 (別添、協議記録参照)					
(① 住宅併用は認めない。	0	住宅は併用しない。					
(営業(資格)に関して必要な他法令の許可等を得ているか、得られることが確実であること。	0	他法令の許可を得ている。 (別添、許可書写し参照)					
	敷地の規模、建築物の規模については、適正な規模の範囲内とする。(当該町が妥当と認める規模)	0	敷地の規模、建築物の規模は、○○町から適正な規模であるとの確認を得ている。 (別添、確認書写し参照)					